

令和8年度(2026年)

仕 様 書

業 務 名 称 発寒清掃工場クレーン設備中間整備業務

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場

# 共通仕様書

## I 委託業務の概要

### 1 業務名称

発寒清掃工場クレーン設備中間整備業務

### 2 業務内容

本委託業務は、工場全体の安定した稼働を確保することを目的とし、クレーン設備の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備、清掃を行うものである。

### 3 履行期間

契約日から令和8年7月31日まで

### 4 履行場所

札幌市西区発寒15条14丁目1番1号  
札幌市発寒清掃工場

### 5 設備概要

- (1) ごみクレーン 2基 富士ホイスト工業株式会社製  
型式：クラブバケット付天井走行クレーン  
定格荷重：9.0 t 吊下げ荷重：15.9 t  
揚程：34.75m スパン：21.2m  
給電方式：キャップタイヤーケーブルカーテンハンガー方式  
ブレーキ方式：巻上げブレーキ・走行ブレーキ；直流電磁式ディスクブレーキ  
横行ブレーキ；電動機内蔵ディスク形電磁ブレーキ
- (2) ごみクレーンバケット 2基 株式会社福島製作所製  
型式：電動油圧式ポリップ形  
容量：18m<sup>3</sup>  
自重：6.9 t  
開閉時間：開；11.5秒 閉；16.5秒  
給電方式：リール巻取式  
爪：6本
- (3) 灰クレーン 1基 富士ホイスト工業株式会社製  
型式：クラブバケット付天井走行クレーン  
定格荷重：3.5 t 吊下荷重：8.6 t  
揚程：13.26m スパン：4.2m  
給電方式：キャップタイヤーケーブルカーテンハンガー方式  
ブレーキ方式：巻上機ブレーキ；ディスク形電磁ブレーキ  
横行・走行ブレーキ；内蔵ディスク形電磁ブレーキ
- (4) 灰クレーンバケット 1基 株式会社福島製作所製  
型式：油圧開閉式クラムシェル型  
容量：3.5m<sup>3</sup> 自重：5.1 t  
開閉時間：開；約8.0秒 閉；約13.5秒  
給電方式：スプリング式ケーブルリール
- (5) タービン発電機天井クレーン 1基 株式会社福島製作所製  
型式：ホイスト式天井クレーン  
定格荷重：7.5 t 吊下げ荷重：7.6 t  
スパン：9.2m
- (6) 灰積出場ホイスト 1基 富士ホイスト工業株式会社製  
型式：テルハ（モノレール）  
定格荷重：5.5 t 吊下荷重：5.532 t  
揚程：4.0m
- (7) ホイストクレーン 全25基  
詳細は、ホイスト式クレーン年次点検表参照。

## 6 業務範囲

本共通仕様書、整備仕様書及び図面（複写厳禁）のとおり。

## 7 再委託について

再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。

なお、受託者は、次に掲げるものを再委託することは出来ないものとする。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

## 8 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和5年版建築保全業務共通仕様書による。

## II 一般事項

### 1 提出図書等

#### (1) 業務着手時に提出するもの

##### ア 業務着手届 2部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

##### イ 業務責任者等指定通知書 2部

##### ウ 業務責任者等経歴書 2部

##### エ 業務日程表 2部

#### (2) 現場作業前に提出するもの

事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。

##### ア 安全管理体制表 2部

###### ア) 安全管理体制・安全活動計画

##### イ 施工管理 1部

###### ア) 履行（施工）計画書

###### ①連絡体制・履行体制表

###### ②資格者名簿（本業務に必要な資格）

###### ③仮設・搬入計画

###### イ) 整備要領書

整備毎に整備手法、手順など詳細な作業手順書を記載すること。

###### ウ) 立会項目一覧表

施設管理者の立会を要する項目と予定日時を記載すること。

##### ウ 品質管理 1部

###### ア) 品質管理体制・社内検査体制表

###### イ) 測定機器一覧

（使用予定測定機器の検査成績書及び校正履歴等の管理記録）

###### ウ) 品質管理チェックシート

（自主検査で確認する項目・基準・精度の目標等を記したもの）

#### (3) 現場作業中に提出するもの

##### ア 作業日報 1部

##### イ 週間予定表 1部

#### (4) 業務完了時に提出するもの

##### ア 提出図書目録 2部

##### イ 整備報告書 2部

整備及び検査等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理

記録を併せて提出すること。

また、該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。

ウ 業務記録写真 2部

業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影し提出すること。

原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物の1部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。

・写真は、有効画素数が100万画素程度から300万画素程度（1200×900ピクセル程度から2000×1500ピクセル程度）のデジタル写真とする。

・写真の大きさは、原則としてDSC(89×119)とする。

・写真はA4S版以内のファイルに整理する。

・プリンターはフルカラーで300dpi以上。

・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの。

エ 試験成績表（各種測定表を含む） 2部

測定結果については、委託者が別途示す基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。

オ 業務完了届 2部

カ 完成図面等 2部

(5) 発注者の必要に応じて提出を求めるもの

名称及び提出時期は次のとおり。

ア 法定検査用図書（法定検査前） 1部（該当時）

イ 施設管理担当者との打合せ記録簿（打合せの都度） 1部

ウ 異常報告書（速報） 1部

各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合にはただちに速報を提出すること。

(6) 提出図書等の様式

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

2 検査に使用する測定器及び計装用計器（以下、「測定器等」という）

(1) 検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。

(2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。

(3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。

(4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。この場合も(1)同様事前承諾を受けること。

3 適用法令

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

(2) その他適用法令及び適用規格

業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。

ア 日本産業規格

イ 内線規程

ウ 消防法

エ 建築基準法

オ 建設業法

カ その他関連法令、規格

4 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

・業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (1) ごみ受入、ごみ焼却炉の運転、焼却灰搬出の停止期間及び履行期間中の他予定業務・工事は特記による。
- (2) 施設内入退出について  
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

#### 5 業務責任者等

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。  
なお、副業務責任者を選任する場合や業務責任者等に変更があった場合も同様とする。
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 経歴書
  - エ 受託者との雇用関係を証明する書類等
- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。業務責任者がやむを得ない理由により常駐しない期間が発生する場合は、副業務責任者が常駐すること。なお、常駐とは、実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
  - ・契約から現場施工に着手するまでの期間
  - ・炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

#### 6 業務担当者

- (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。
  - ア 電気主任技術者
  - イ 電気工事士
  - ウ クレーン・デリック運転士
  - エ 玉掛作業者
  - オ ゴンドラ取扱い業務特別教育修了者
  - カ 非破壊検査資格
  - キ 酸素欠乏危険作業主任者
  - ク 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
  - ケ その他関連法令等上で必要となる資格

#### 7 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用  
原則として利用できない。
- (2) 資材置場、仮設事務所  
資材置場、仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

#### 8 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要な用地は、別図に示すので施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないよう計画し利用すること。

#### 9 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。
- (2) 酸欠等作業場所  
施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

#### 10 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

#### 11 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

- 1 2 出入禁止箇所  
業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。
- 1 3 服装等
  - (1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。
  - (2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。
- 1 4 施設管理担当者の立会い  
作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。
- 1 5 業務の立会い、確認  
施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。
  - (1) 業務開始前  
当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。
  - (2) 業務実施中
    - ア 自主検査  
受託者は、各機器の整備終了次第チェックシート等により検査し、報告すること。
    - イ 段階確認ほか  
各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。  
なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。
- 1 6 復 旧  
他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。
- 1 7 法定検査に係わる業務  
以下の整備・機器の予定法定検査にあたり、別に示す「点検表」に従い、点検整備し、施設管理担当者の指示に基づき、作業・検査並びに関係図書類を作成すること。
  - (1) 検査対象  
ごみクレーン（令和8年7月3日まで）  
灰クレーン（令和8年7月14日まで）  
灰積出場ホイスト（令和8年7月5日まで）
  - (2) 検査の立会  
ごみクレーン、灰クレーン、灰積出場ホイスト
- 1 8 その他
  - (1) 作業は本仕様書に基づいて行い、部品等について明記のない場合及び汎用品を除き、部品等はメーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。
  - (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
  - (3) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。
  - (4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

### Ⅲ 特記事項

- 1 受託者の負担の範囲  
受託者の負担の範囲は次による。
  - (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
  - (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）
  - (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
  - (4) 業務の実施に必要な事務所、エアシャワー室等の仮設設備
  - (5) 業務の実施に必要な電気料金
  - (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
  - (7) 文具等の事務消耗品
  - (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

## 2 業務条件

- (1) 履行期間中においても、ごみの受入れ及び焼却炉の運転は継続している期間もあることから、関連設備の整備を行う場合は、運転中の焼却炉等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 履行期間中において、焼却炉の運転休止に関する作業については施設管理担当者と綿密な調整を図りながら、次の予定停止期間内で実施すること。
- (3) 焼却炉等の予定停止期間
  - 1号炉：令和8年（2026年）6月3日～令和8年（2026年）6月29日
  - 2号炉：令和8年（2026年）6月1日～令和8年（2026年）6月24日
  - 中間整備期間：令和8年（2026年）6月3日～令和8年（2026年）6月24日
  - 全停電期間：令和8年（2026年）6月13日～令和8年（2026年）6月14日
- (4) 本業務履行期間中における他予定業務、工事は次のとおりである。
  - ア 発寒清掃工場ダイオキシソ類濃度測定業務
  - イ 発寒清掃工場焼却設備中間整備業務
  - ウ 発寒清掃工場電気設備中間整備業務
  - エ 発寒清掃工場ポンプ設備中間整備業務
  - オ 発寒清掃工場空気圧縮機整備業務
  - カ 発寒清掃工場計装システム保守業務
  - キ 発寒清掃工場煙突点検業務
  - ク 発寒清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務
  - ケ 発寒清掃工場4分析計保守業務

## 3 ダイオキシソ類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシソ類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施するものとし、粉じん対策ダイオキシソ類飛散防止対策については、次のことに留意すること。

- (1) ダイオキシソ飛散防止要領  
委託者主催のダイオキシソ類ばく露防止対策委員会に出席すること。
- (2) 管理区域  
保護具は管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
炉室	第1管理区域	レベル1	
灰出し場	第1管理区域	レベル1	

## 4 アスベスト事前調査等

- (1) 「石綿事前調査等結果報告書（アスベスト調査票）」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を有資格者によって確認すること。
- (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。
- (3) 調査結果の報告  
事前調査が完了した際は、石綿障害予防規格及び大気汚染防止法に基づき、以下のとおり各種報告書等を行うこと。
  - ①委託者に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。
  - ②労働基準監督署及び札幌市（環境局）に事前調査の結果等について報告を行うこと。
  - ③事前調査の結果等については、公衆にみやすいように掲示すること。

## 5 仮設備等及び作業動線養生

- (1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。
- (2) 通路及びエレベーター等の作業動線を養生すること。

## 6 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

## 7 支給材料

整備仕様に示すとおり。

また、支給材料の数量、外観、機能検査を行い、疑義がある場合は直ちに施設管理担当者へ連絡すること。

## 8 廃棄物の処理

(1) 業務の実施に伴う発生材の処理先（引渡場所）は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理先（引渡場所）
ア	焼却可能なもの	投入ステージ
イ	廃金属	廃材置場
ウ	廃油	廃油置場

(2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

## 9 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の（1）（2）の検査、並びに（3）の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

(1) 個別機器の整備報告書等に基づく検査

(2) 試運転

ア 個別機器の試運転検査

(3) 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、

(ア) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

(イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

## 10 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

(5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

## 11 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。

(2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
1. ごみクレーン整備 (No.1・No.2)	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>イ</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p>	<p>クレーン点検整備及び試運転時の運転操作は、受託者が行うこと。 中間整備期間中(令和8年6月3日～6月24日)に施工を完了すること。</p> <p>1 年次点検(No.1・No.2)</p> <p>点検・整備項目は、(社)日本クレーン協会 「天井クレーン定期自主検査指針」を参照のこと。</p> <p>1) 年次点検表作成提出のこと。</p> <p>ア 点検表項目</p> <p>①鋼構造部 ガーダー、サドル、フレーム等</p> <p>②レール 走行レール、横行レール</p> <p>③安全ネット</p> <p>④給電装置 走行給電・横行給電</p> <p>⑤巻上装置 減速機歯車及び軸受・ドラム本体・軸及び軸受・ワイヤーロープ・ ギヤカップリング・電動機・電磁ディスクブレーキ・各リミットスイッチ・ 位置検出器等</p> <p>⑥横行装置 減速機軸受・車輪本体・車輪軸及び軸受け・車輪止め・電動機・ 電磁ディスクブレーキ(電動機内臓)・各リミットスイッチ・ 位置検出器バッファ及びストッパー等</p> <p>⑦走行装置 減速機軸受・開放歯車及び軸開放歯車軸受・車輪本体・ バッファ及びストッパー・長軸・ギヤカップリング・電動機・ 電磁ディスクブレーキ・各リミットスイッチ・位置検出器等</p> <p>⑧各ギヤカップリング点検は解放し目視点検を行い、グリスの 交換を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">ダフニーグリースMP No.1                      6本</p> <p>イ 各測定記録作成提出のこと。</p> <p>①クレーン横行レールゲージ測定</p> <p>②クレーン横行レール湾曲度測定</p> <p>③各電磁ディスクブレーキ点検表</p> <p>④クレーン横行車輪測定</p> <p>⑤走行ストッパ平行度寸法表</p> <p>⑥走行レール点検表・スパン・左右の水平差・上下方向の曲がり・ レールの継目の間隔・レールレベル測定表等</p>

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
		<p>ウ 各軸受にグリスの給油を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">ダフニーエポネックスSR No.1 適量</p>
	8	エ 制御盤の点検清掃
	9	<p>① 共用保護盤、電源回生制御盤、巻上制御盤、横行・走行制御盤 PLC盤、コントローラ等の点検清掃を行うこと。</p> <p>② 端子箱、機内配線、照明装置、信号灯の清掃を行うこと。</p>
		<p>オ 各測定記録作成提出のこと。</p> <p>① 絶縁抵抗測定</p> <p>② 電流電圧測定</p>
		<p>2 荷重試験を行うこと。(No.1・No.2)</p> <p>1) 試験用ウエイトについては、本市所有の物を使用し、本市担当者の 立会いのもと実施すること。(ウエイトはごみクレーン室フロア収納品使用)</p> <p>2) クレーンたわみ測定表提出のこと。</p>
	5	3 ごみクレーン各減速機オイル交換を行うこと。(No.1・No.2)
	6	・巻上減速機   ダフニースーパーギヤオイル150           230ℓ
	7	・走行減速機   ダフニースーパーギヤオイル150           13ℓ
		・横行減速機   ダフニースーパーギヤオイル150           0.4ℓ
		<p>4 各所にオイルの塗布またはグリス給油を行うこと。(No.1・No.2)</p> <p>・巻上げ電動機   日立WRグリスNo.3                           365g</p> <p>・横行車輪ギヤ部   ダフニーオープンギヤオイルNo.2       0.5kg</p> <p>・走行車輪ギヤ部   ダフニーオープンギヤオイルNo.2       0.5kg</p> <p>・クレーン給電用キャブタイヤケーブル</p> <p style="text-align: right;">ダフニーエポネックスSR No.1 適量</p> <p>・吊下げ金具各部(ピン,チェーン,ボルト)</p> <p style="text-align: right;">ダフニーメカニックオイル68 適量</p> <p>・回転式リミットスイッチ用チェーン</p> <p style="text-align: right;">ダフニーグリースMP No.2 適量</p>
	10	5 バケツ給電ケーブルリールの点検清掃を行うこと。(No.1・No.2)
		<p>1) カーボンブラシの点検及びボックスの清掃を行うこと。</p> <p>2) スーパートルクリール減速機のオイル交換を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">ダフニースーパーギヤオイル220 0.6ℓ</p> <p>3) スーパートルクリールベアリングユニットにグリス給油すること(適量)</p> <p style="text-align: right;">ダフニーエポネックスSR No.1 適量</p>

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
	5	6 ごみクレーンワイヤーを交換すること。(No.1・No.2)
	12	1) ワイヤー交換を行うこと。 2) 交換後リミット調整を行うこと。 3) ワイヤ用クリップの交換を行うこと。 4) 必要に応じてワイヤーソケットの交換を行うこと。
	7	7 走行駆動軸のピロブロック取付けボルトを交換すること。(No.1・No.2)
		8 試運転調整 (No.1・No.2)
		9 法定検査に係る業務 (No.1・No.2)
		1) 施設管理担当者の指示に基づき、関係図書類を作成すること。 2) 施設管理担当者の指示に基づき、法定検査に立会うこと。
		必要資材(すべて2基分)
		<b>【オイル・グリス】</b>
		オイル ダフニースーパーギヤオイル150 486.80 支給
		オイル ダフニースーパーギヤオイル220 1.20 支給
		オイル ダフニーメカニックオイル68 10 支給
		オイル ダフニーオープンギヤオイルNo.2 2kg 支給
		グリス ダフニーエポネックスSR No.1 400g 6本 支給
		グリス 日立WRグリスNo.3 0.73Kg 支給
		グリス ダフニーグリースMP No.1 6本 支給
		グリス ダフニーグリースMP No.2 6本 支給
		<b>【ワイヤー】</b>
		S巻 JIS G3525 6×Fi(29) φ22.4×50m 4巻 支給
		Z巻 JIS G3525 6×Fi(29) φ22.4×50m 4巻 支給
		ワイヤークリップ FR22(ダブルナット) 16個 支給
		ワイヤーソケット 大洋製器工業 KST-22-24 該当数 支給
		<b>【ピロブロック取付けボルト】 (10個×2基分)</b>
		半ねじボルトダブルナット M22×95L 40本 支給
		平ワッシャ M22 40個 支給
		Sワッシャ M22 40枚 支給



整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
		必要資材(すべて2台分) <b>【オイル・グリス】</b> 塗料 塗装色: J22-80V(2.5Y8/12) 2缶 支給 硬化剤 ハイボン40上塗 硬化剤 3.2kg 2缶 支給 シンナー 塗料用 1缶 支給 オイル ダフニースーパーハイドロ46A 6000 支給 グリス ダフニーグリースMP No.2 6本 支給  <b>【エアブリーザ】</b> エアブリーザ MSA-C50T-V.I.O-F用 2個 支給  <b>【リターンフィルタ】</b> オイルフィルタエレメント VLR10-40P-S-h380-12用 2個 支給

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
3. 灰クレーン整備		<p>クレーン点検整備及び試運転時の運転操作は、受託者が行うこと。 中間整備期間中(令和8年6月3日～6月24日)に施工を完了すること。</p> <p>17 1 年次点検(灰クレーン)</p> <p>18 点検・整備項目は、(社)日本クレーン協会</p> <p>19 「天井クレーン定期自主検査指針」を参照のこと。</p> <p>20 1) 年次点検表作成提出のこと。</p> <p>21 ア 点検表項目</p> <p>①鋼構造部 ガーダー、サドル、フレーム等</p> <p>②レール 走行レール、横行レール</p> <p>③給電装置 走行給電、横行給電</p> <p>④巻上装置 減速機歯車及び軸受・減速機ドラム本体・ドラム軸及び軸受・ワイヤーロープ・スプロケット及びチェーン・電動機・電磁ディスクブレーキ・リミットスイッチ・位置検出器等</p> <p>⑤横行装置 開放歯車・カバー・開放歯車軸受・車輪本体・車輪軸及びベアリング・ストッパ・電動機・電磁ディスクブレーキ・リミットスイッチ・位置検出器・バッファ等</p> <p>⑥走行装置 開放歯車・カバー・車輪本体・車輪軸・ベアリング・バッファ・電動機・電磁ディスクブレーキ・リミットスイッチ・位置検出器等</p> <p>イ 各測定記録作成提出のこと。</p> <p>①クレーン横行レールゲージ測定</p> <p>②クレーン横行レールレベル測定</p> <p>③クレーン横行レール湾曲度測定</p> <p>④各電磁ディスクブレーキ点検表</p> <p>⑤クレーン横行車輪測定</p> <p>⑥走行車輪測定</p> <p>⑦走行ストッパ平行度寸法表</p> <p>⑧走行レール点検表・スパン・左右の水平差・上下方向の曲がり・レールの継目の間隔・レールレベル測定表等</p> <p>ウ 各軸受及びモーター軸受にグリスの給油を行うこと。</p> <p>22 エ 制御盤の点検清掃</p> <p>①共用保護盤、電源回生制御盤、動力制御盤、PLC盤、コントローラ等の点検清掃を行うこと。</p>



整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
		<p>8 法定検査に係る業務</p> <p>1) 施設管理担当者の指示に基づき、関係図書類を作成すること。</p> <p>2) 施設管理担当者の指示に基づき、法定検査に立会うこと。</p> <p>必要資材</p> <p><b>【ワイヤー】</b></p> <p>S巻 JIS G3525 6×Fi(29) φ22.4×27m 1本 支給</p> <p>Z巻 JIS G3525 6×Fi(29) φ22.4×27m 1本 支給</p> <p>ワイヤークリップ FR22(ダブルナット) 2個 支給</p> <p>ワイヤーソケット 大洋製器工業 KST-22-24 該当数 支給</p> <p><b>【グリス・オイル】</b></p> <p>オイル ダフニースーパーギヤオイル150 600 支給</p> <p>オイル ダフニーメカニックオイル68 0.50 支給</p> <p>オイル ダフニーオープンギヤオイルNo.2 1.5kg 支給</p> <p>グリス 日立WRグリスNo.3 0.11kg 支給</p> <p>グリス ダフニーエポネックスSR No.1 400g 3本 支給</p>

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
4. 灰クレーン バケット整備 (Bバケット)		点検整備前に予備バケットと振替え、クレーンから分離させた状態でバケットの整備を行うこと。振替える際、灰積出場のホイストを使用すること。ただし、ホイストの使用前点検は、かならず行うこと。
バケット交換予定 灰クレーン B→A 予備 A→B	18 23 24 25 26 27 28	<p>1 バケット点検整備 (Bバケット)</p> <p>1) 灰クレーンからBバケットを取外しAバケット(予備)を取付けること。</p> <p>2) Bバケット本体の点検清掃を行うこと。</p> <p>3) 吊下金具の分解点検清掃を行うこと。</p> <p>4) コネクティングバーピン及びシリンダーピンのPT検査を行うこと。</p> <p>5) Bクラブバケットの目視点検及びオイル交換を行うこと。</p> <p>ア エアブリーザの交換を行うこと。</p> <p>イ リターンフィルタ用のオイルフィルタエレメントの交換を行うこと。</p> <p>ウ バケットオイルタンクのオイルを交換すること。</p> <p>・オイルタンク ダフニースーパーハイドロ 46A 2550</p> <p>6) 各所にグリス給油を行うこと</p> <p>・吊り下げ部ピン,本体関係(軸・ピン部),シリンダピンボス, チェーンカップリング,吊り下げ用チェーン・ピン(ボルト), ケーブル押え用アイナット・チェーンシャックル</p> <p>ダフニーグリースMP No.2 適量</p> <p>7) 整備後、バケットのケレンを行い、塗装1回塗りを行うこと。</p> <p>8) 試運転調整を行うこと。</p> <p>ア 作動油圧力を17.5MPaに、開閉速度で開を8.0secに、閉を13.5secに調整すること。</p> <p>イ 灰クレーン給電ケーブルより電源を供給し、灰積出場のバケットを持ち上げ、試運転を行うこと。</p> <p>ウ 試運転終了後、給電ケーブルを外し、そのまま所定の位置へ格納させること。</p>
		<p>必要資材</p> <p>【グリス・オイル】</p> <p>オイル ダフニースーパーハイドロ 46A 2550 支給</p> <p>グリス ダフニーグリースMP No.2 3本 支給</p> <p>【エアブリーザ】</p> <p>エアブリーザ MSA-C50T-V.I.O-F用 1個 支給</p> <p>【リターンフィルタ】</p> <p>オイルフィルタエレメント VLR10-40P-S-12用 1個 支給</p>

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
5. タービン発電機 天井クレーン整備	29 30	<p>クレーン点検整備及び試運転時の運転操作は、受託者が行うこと。            中間整備期間中(令和8年6月3日～6月24日)に施工を完了すること。</p> <p>1 年次点検</p> <p>点検・整備項目は、(社)日本クレーン協会「天井クレーン定期自主検査指針」を参照のこと。</p> <p>1) 年次点検表作成提出のこと。</p> <p>ア 点検表項目</p> <p>①本体            外観点検・異音・ギヤオイル・ブレーキ・ネームプレート</p> <p>②スイッチ            機能テスト</p> <p>③過巻装置            リミットレバー・変形・取付け部・リミットスイッチ・機能テスト</p> <p>④ワイヤー            外観点検・塗油・異常音・摩耗(測定)・ドラム点検</p> <p>⑤フック            シープの点検・フックの形状寸法・フックの動き安全レバーの点検</p> <p>⑥横行装置            ネームプレート点検清掃・横行テスト・モータ減速機フレーム取付け部点検・クルマ路面部・歯部点検・フレームの変形・ストッパーの点検</p> <p>⑦電気部            スイッチボックス・コンタクトトランス点検</p> <p>⑧走行レール            外観点検・走行面の摩耗・接地</p> <p>⑨ガータ            摩耗・ストッパー点検</p> <p>⑩サドル            クルマ路面部・歯部の摩耗点検・フレームの変形・サイドローラ・歯部の摩耗点検バッファ点検</p> <p>⑪駆動装置            ギヤオイル・グリス点検補給・モータブレーキ点検・暖起動装置点検</p> <p>⑫その他            フックボルトの緩み点検・塗装の状態・走行テスト・揚表示・ボルトの緩み・溶接箇所の状態点検</p> <p>⑬集電            T型ツリテ・ケーブル・通電箇所締付部確認・各装置取り付け部点検            受電圧の状態・ヒューズ容量・絶縁抵抗の測定・配線端末の状態</p> <p>⑭点検前にクレーン本体及びガーターの清掃を行うこと。</p>

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項						
6. 灰積出場ホイス 年次点検		<p>2 各軸受及びモーター軸受の給油を行うこと。</p> <p>3 荷重試験を行うこと。</p> <p>1) 試験用ウエイトについては、本市所有の物を使用し、本市担当者の立会いのもと実施すること。 (ウエイトは、1階タービン室フロアの収納品を使用すること)</p> <p>2) クレーンたわみ測定表提出のこと。</p> <p>4 試運転調整を行うこと。</p> <p>必要資材</p> <table border="0"> <tr> <td>ウエイト(タービン室クレーン用)</td> <td>一式</td> <td>支給</td> </tr> <tr> <td>グリス ダフニーエポネックスSR No.1 400g</td> <td>3本</td> <td>支給</td> </tr> </table> <p>クレーン点検整備及び試運転時の運転操作は、受託者が行うこと。 中間整備期間中(令和8年6月3日～6月24日)に施工を完了すること。</p>	ウエイト(タービン室クレーン用)	一式	支給	グリス ダフニーエポネックスSR No.1 400g	3本	支給
	ウエイト(タービン室クレーン用)	一式	支給					
グリス ダフニーエポネックスSR No.1 400g	3本	支給						
	31 32	<p>1 年次点検</p> <p>点検・整備項目は、(社)日本クレーン協会「天井クレーン定期自主検査指針」を参照のこと。</p> <p>1) 年次点検表作成提出のこと。</p> <p>ア 点検表項目</p> <p>①本体 外観点検・ギヤーオイル</p> <p>②スイッチ 押しボタンスイッチ、作動テスト、配管各部の状態、ブレーキ機能テスト</p> <p>③リミット リミットレバー、ストッパー機能テスト</p> <p>④鎖 外観、塗油状態、摩耗</p> <p>⑤金具 上・下金具、アイドルシーブ、クサリバネ、フックの形状、フックの動き クサリバケット</p> <p>⑥給電装置 ケーブル、T形吊り手</p> <p>⑦受電圧装置</p> <p>⑧巻き上げ電流値</p> <p>⑨絶縁抵抗測定</p> <p>⑩モータ減速機取付部</p>						

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
		<p>①車輪踏面部・歯の摩耗</p> <p>②車固定スナップリング</p> <p>③フレームの変形</p> <p>④吊治具ボルト</p> <p>⑤作動試験</p> <p>2) 減速機、チェーンの給油を行うこと。</p> <p style="padding-left: 40px;">ファームギヤB <span style="float: right;">適量</span></p> <p style="padding-left: 40px;">ダフニスーパージヤ#460 <span style="float: right;">適量</span></p> <p>2 荷重試験を行うこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 試験用ウエイトについては、本市所有の物を使用し、本市担当者の立会いのもと実施すること。 (ウエイトは、1階タービン室フロアの収納品を使用すること)</p> <p>3 試運転調整を行うこと。</p> <p>4 法定検査に係る業務</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 施設管理担当者の指示に基づき、関係図書類を作成すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 施設管理担当者の指示に基づき、法定検査に立会うこと。</p> <p>必要資材</p> <p style="padding-left: 20px;">ウエイト(ホイストクレーン用) <span style="float: right;">一式 支給</span></p> <p style="padding-left: 20px;">オイル      ファームギヤB <span style="float: right;">200 支給</span></p> <p style="padding-left: 20px;">オイル      ダフニスーパージヤ#460 <span style="float: right;">200 支給</span></p>

